

# 鳥取県公報

目次  
◇條例 金属屑業條例

## 條例

金属屑業條例をここに公布する。

昭和二十七年七月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十一号

金属屑業條例

(目的)

第一條 この條例は、金属類の盗犯その他の犯罪を防止するため、金属屑業者の守らなければならない事項を定め、もつて公共の福祉保持に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この條例において「金属屑」とは金・銀・白金・銅・鉄・ニッケル・クロム・タングステン・鉛・亜鉛・バルト・アルミニウム・錫・アンチモン其他の金属及びこれらの合金若しくは金属製品(半製品並びに廢品を含む)であつて、次の各号のいづれにも該当しないものをいう。

一 本来の製造目的に従つて売買、交換、加工又は使用されるもの

二 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第一條

第一項に規定する古物

2 この條例において「金属屑業」とは、業として金属屑を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し若しくは交換することをいう。

(営業の届出)

第三條 金属屑業を営もうとする者は、次に掲げる事項を営業所(営業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ)ごとにその所在地を管轄する公安委員会

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

以下「所轄公安委員会」という。)に届け出なければならぬ。

一 本籍、住所又は居所 氏名及び生年月日(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

二 営業所の名称及び所在地

2 前項の届出には届出人の六箇月以内に撮影した名刺型半身脱帽の写真二枚を添えなければならぬ。

3 県外に営業所を有する者が、県内において業者として営業を行おうとするときは、その都度営業地域を管轄する公安委員会に前 項の規定に準じ届書を提出しなければならない。

4 営業を営もうとする者が、未成年者であるときは同居の親族、又は法定代理人の同意書を添えなければならぬ。

(従業員の届出)

第四條 金属屑業を営む者、以下「業者」という。)は、その従業員に行商をさせようとするときは、前條第一

項各号に掲げる事項及び当該従業員の本籍、住所又は居所、氏名及び生年月日を所轄公安委員会に届け出なければならぬ。

2 前項の届出には前條第二項及び第四項の規定を準用する。

(営業所移転の届出)

第五條 業者は、他の公安委員会の管轄する区域に営業所を移したときは、十日以内に第三條に準じて当該公安委員会に届け出なければならぬ。

(届済証)

第六條 公安委員会は第三條、第四條又は前條の届出を受理したときは、別記様式第一号又は、第二号による届済証を交付しなければならない。

2 届済証の交付を受けた者は、当該届済証の記載事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を所轄公安委員会に届け出てその書換交付を受けなければならぬ。

3 届済証の交付を受けた者は、当該届済証をき損し、

亡失し、又は盗み取られたときは、すみやかにその旨を所轄公安委員会に届け出て、その再交付を受けなければならぬ。

4 届済証の交付を受けた者は、当該届済証を他人に貸与し、又は譲り渡してはならぬ。

(届済証の返納)

第七條 届済証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、十日以内に当該届済証を所轄公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき

二 第四條第一項の従業員(以下「従業員」という。)が行商に従事しなくなつたとき

三 き損のため届済証の再交付を受けるとき

四 届済証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた届済証を回復するに至つたとき

五 第五條の規定によつて新たに届済証の交付を受けるとき

2 業者が死亡したときは戸籍法(昭和二十二年法律第

二百二十四号)の規定による届出義務者は、前項の規定に準じて、届済証を返納しなければならない。

3 法人が解散し、又は消滅したときは、当該届済証に記載の代表者は第一項の規定に準じて、届済証を返納しなければならない。

4 第一項第五号の規定によつて届済証の返納を受けた公安委員会はすみやかにその旨を当該届済証を発給した公安委員会にこれを添えて通知しなければならない。(届済証の携帯)

第八條 業者は、行商をするときは当該届済証を携帯しなければならない。

2 従業員が行商するときも同様とする。

(届済の表示、木札検印の消除)

第九條 業者は、営業所の見易い場所に営業の届出をした事を証する別記様式第三号の木札を掲げなければならぬ。

2 前項の木札は、営業所の所在地を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の検印を受けな

ればならぬ。

3 第七條第一項第一号、若しくは第五号第二項又は第三項の規定によつて届済証を返納する者又は木札を廃棄しようとする者は、第一項の木札を前項の警察署長に提出して検印の消除を受けなければならない。

(営業の制限)

第十條 業者又はその従業員は、未成年者又はその委託を受けた者と金属屑を売買し、若しくは交換し、又はこれらの者からその売買若しくは交換の委託を受けてはならない。但し、未成年者の同居の親族又は法定代理人の同意があるときは、この限りでない。

(確認及び申告)

第十一條 業者又はその従業員は、金属屑を買受け若しくは交換し、又は買取若しくは交換の委託を受けようとするときは、直接その相手方の住所、氏名、職業、年令を確め、又は身分証明書、主要食糧購入通帳等の呈示を求める等の方法によつて、その相手方の住所、職業、氏名及び年令を確認しなければならない。

不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十二條 業者は、別記様式第四号による帳簿を備え、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により金属屑を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に所定の事項を記載しなければならない。

2 業者は前項の帳簿を新調しようとするときは、その帳簿に紙数を明記し所轄警察署長の検印を受けなければならない。

3 業者は第一項の帳簿を廃棄しようとするときは所轄警察署長の承認を受けなければならない。

4 業者は第一項の帳簿をき損し亡失し又は盗み取られたときは直ちにその旨を所轄警察署長に届け出なければならない。

(品觸)

第十三條 県国家地方警察隊長若しくは自治体警察長又

は警察署長は、必要があると認めるときは、業者に対して、ぞう、物の品觸を發することが出来る。

2 業者は、前項の品觸を受けたときは、その品觸書に到達の日附を記載し、その日から三月間これを保存しなければならない。

3 業者は、品觸を受けた日にその金属屑を所持していたとき、又は前項の期間内に品觸に相当する金属屑を受け取つたときは、すみやかにその旨を警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(差止)

第十四條 業者が買受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属屑について、ぞう、物又は遺失物であると疑うに足りる相当の理由があるときは、所轄警察署長は、業者に対して十日以内の期間を定めて、その金属屑の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第十五條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間において、業者の営業所又は、金

属屑の保管場所に立ち入り、金属屑及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合において、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、業者からぞう、物又は遺失物に関し必要な報告を求めることができる。

4 第一項の規定による立入及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任規定)

第十六條 この條例の施行に關して必要な事項は公安委員會が定める。

(罰則)

第十七條 第三條、第四條、又は第十條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十八條 第五條、第六條第四項、第八條、第十一條、第十二條第一項第二項、若しくは第四項、第十三條

第二項若しくは第三項の規定に違反し又は第十四條の規定による処分に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九條 次の各号の一に該当する者は一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第六條第二項、若しくは第三項、第七條第一項、若しくは第三項、第九條、第十二條第三項の規定に違反した者

二 第十五條第一項の規定による、警察官又は警察吏員の、立入又は帳簿の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

三 第十五條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七條から第十九條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する
- 2 この條例施行の際、現に金屬屑業を営んでいる者は、この條例施行の日から三十日以内に第三條又は第四條の規定による届出をしなければならぬ。

様式第一号(縦八センチメートル横十二センチメートル)

條 例 抄

(註)

業者が守らなければならない事項の關係條文を適宜記載すること。

表  
二つ折

第 号

金屬屑 業 届 済 証

昭和 年 月 日

公安委員会 印

裏

營業所の名称及び所在地

写 眞  
ち、よ、う、附

本籍  
(住所)

氏 名  
年 月 日 生

異動年月日 異 動 事 項 扱者印


様式第二号 前号に同じ

條例抄

(註)  
前号の註に同じ

表

二つ折

第 号

屑金属届 済 証  
(従業員)

昭和 年 月 日  
公安委員会 圖

写 眞  
ち、よ、う、附

本籍  
(住所)

氏 名  
年月日生

裏

営業所の名称  
及び所在地  
業者の住所(居  
所)及び氏名

異動年月日 異 動 事 項 扱者印


様式第三号 (縦三十六センチメートル横十二センチメートル)

営業所の所在地

金 属 屑 業 氏 名

警 察 署 検 印

様式第四号

金 属 屑 台 帳

受 入 出

年月日	区別	品目	特徴	数量	代価	確認の方法	職氏名	命令	相手方の住所	年月日	区別	氏名

備考

1 けいの区画は大小その便宜に従つてよい。

- 「区別」の欄には受入では買受、委託の別、扱出では買却、交換の別を記載すること。
- 「品目」の欄には一品ごとに記入すること。但し同一品質、種類、特徴で識別ができないものは一括記入してさしつかえない。

